

**日本フライングディスク協会**  
**フライングディスク・スポーツ公認指導者規定**  
平成16年 4月 3日 制定

## 第1章 総則

- 第1条 この規定は日本フライングディスク協会（以下「本協会」という）規約第4条の6に基づいて、フライングディスク・スポーツ公認指導者（以下「指導者」という）の養成と認定に必要な事項を定める。
- 第2条 この規定は、指導者を養成し、その資質の向上をはかり、フライングディスク・スポーツの普及・発展に資することを目的とする。
- 第3条 指導者とは「公認指導者認定講習会（第3章）」において試験に合格し、所定の手続きを経て、認定された者をいう。
- 第4条 指導者の種別  
フライングディスク・スポーツの知識とその技術・指導について、本協会が認めた者を指導者として次の5者に区分し認定する。
1. インストラクター1級  
フライングディスク・スポーツについての卓越した知識を持ち、その技術・指導において高度な水準に達している者とする。
  2. インストラクター2級  
フライングディスク・スポーツについての卓越した知識を持ち、その技術・指導において一定の水準に達している者とする。
  3. ディスクアドバイザー1級  
フライングディスク・スポーツについての十分な知識を持ち、その普及にあたる十分な基本的技能を有する者とする。
  4. ディスクアドバイザー2級  
フライングディスク・スポーツについての十分な知識を持ち、その普及にあたる一定水準の基本的技能を有する者とする。
  5. ディスクアドバイザー3級  
フライングディスク・スポーツについての基礎的な知識を持ち、その普及にあたる初歩的技能を有する者とする。
- 第5条 「認定」とは、指導者の資格を得ようとする者を審査し、その合格者を所定の手続きを経て、公認するまでをいう。この資格は、協会の会長が付与する。

## 第2章 認定審査

- 第6条 この認定は、普及委員会がこれを行う。
- 第7条 インストラクター1級は、本協会主催の「インストラクター1級認定講習会」に出席し、本協会普及委員会が適格と認めた者に本協会の会長が資格を付与する。
- 第8条 インストラクター2級は、本協会主催の「インストラクター認定講習会」に出席し、本協会普及委員会が適格と認めた者に本協会の会長が資格を付与する。
- 第9条 ディスクアドバイザー1級は、本協会主催の「ディスクアドバイザー1級認定講習会」に出席し、本協会普及委員会が適格と認めた者に本協会の会長が資格を付与する。
- 第10条 ディスクアドバイザー2級は、本協会主催の「ディスクアドバイザー2級認定講習会」に出席し、本協会普及委員会が適格と認めた者に本協会の会長が資格を付与する。
- 第11条 ディスクアドバイザー3級は、本協会が主催または承認した「ディスクアドバイザー3級認定講習会」に出席し、本協会普及委員会が適格と認めた者に本協会の会長が資格を付与する。
- 第12条 認定員
1. 普及委員会は、認定業務を遂行するために「認定員」若干名を委嘱することができる。
  2. 認定員は指導者認定に必要な審査にあたる。
- 第13条 指導者の認定を受ける資格は次の通りとする。
1. 本協会の会員であること。
  2. 公認指導者認定講習会の課程（別表1）を修了し、指導者認定試験に合格した者であること。
  3. 年齢18歳以上であること。
- 第14条 認定に必要な規準は別に定める。

## 第3章 公認指導者認定講習会

- 第15条 公認指導者認定講習会の種別  
公認指導者認定講習会は次の5者に区分され、それぞれの課程は原則として「別表1」の通りとする。
1. インストラクター1級認定講習会  
本協会が主催する。インストラクター1級の認定を受けるための講習会及び認定試験を行う。

2. インストラクター2級認定講習会

本協会が主催する。インストラクター2級の認定を受けるための講習会及び認定試験を行う。

3. ディスクアドバイザー1級認定講習会

本協会が主催または承認する。ディスクアドバイザー1級の認定を受けるための講習会及び認定試験を行う。

4. ディスクアドバイザー2級認定講習会

本協会が主催または承認する。ディスクアドバイザー2級の認定を受けるための講習会及び認定試験を行う。

5. ディスクアドバイザー3級認定講習会

本協会が主催または承認する。ディスクアドバイザー3級の認定を受けるための講習会及び認定試験を行う。

第16条 本協会以外の団体が主催しようとするディスクアドバイザー3級認定講習会は「別表2-1」に定める要件を満たし、かつ「別表2-2」に定める手続きを経て、本協会の承認を得なければならない。

第17条 主催者は、公認指導者認定講習会開催にあたって、原則として広く告知しなければならない。また、参加料を受講者から徴収することができる。

第18条 主催者は、公認指導者認定講習会課程の修了者に履修課目とその時間を明記した受講証明書（様式4-1、4-2）を交付する。ただし、受講後、ただちに認定試験を受ける場合は交付を免除することができる。

第19条 主催者は、公認指導者認定講習会において受講者に対して所定の審査を行い、その受験料を徴収することとする。

第20条 本協会以外が公認ディスクアドバイザー1級・2級・3級認定講習会を主催した場合は、主催者は2週間以内に受講者名簿と講習会の報告書（様式2）を本協会に提出しなければならない。

## 第4章 登録、更新および失効

第21条 認定審査合格者で指導者の資格認定を受けようとする者は、公認申請書（様式9）に別に定める認定料（別表3）を添えて本協会に提出しなければならない。主催者が本協会以外である場合は、主催者が公認申請書及び認定料の徴収を代行することとする。

第22条 指導者の公認手続きは次の通りとする。

1. 本協会の主催する公認指導者認定講習会による指導者の認定

認定審査合格者から提出された公認申請書は、指導・普及委員長が審査し、本協会会長に提出される。

これを受けた本協会会長は事務本部を経て指導者認定証を交付する。

2. 本協会以外が主催する公認指導者認定講習会における指導者の認定

主催者は指導者認定申請書（様式3）を作成し、認定審査合格者全員の公認申請書と認定料をとりまとめ、2週間以内に本協会に提出しなければならない。これを受けた普及委員長は審査の上、本協会会長に提出する。

これを受けた本協会会長は事務本部を経て指導者認定証を交付する。

第23条 指導者の資格有効期限はそれぞれ次の通りとする。

1. インストラクター1級の資格有効期限は、その認定を受けた日の翌年度から2年間とする。

2. インストラクター2級の資格有効期限は、その認定を受けた日の翌年度から2年間とする。

3. ディスクアドバイザー1級の有効期限は、特に設けない。ただし、その者が当協会の会員資格を失った時点で同時にその資格を失うものとする。

4. ディスクアドバイザー2級の有効期限は、特に設けない。ただし、その者が当協会の会員資格を失った時点で同時にその資格を失うものとする。

5. ディスクアドバイザー3級の資格有効期限は、特に設けない。ただし、その者が当協会の会員資格を失った時点で同時にその資格を失うものとする。

第24条 登録の更新の方法はそれぞれ次の通りとする。

1. インストラクター1級がその登録を更新するためには、その資格有効期限の終了する2ヶ月前から1ヶ月前までに登録更新申請書（様式5）に、指導者認定証および別に定める登録更新認定料を添えて本協会普及委員長に提出しなければならない。

2. インストラクター2級は、インストラクター1級に準ずる。

3. ディスクアドバイザー1級がその登録を更新するためには、会員の登録を更新するだけでよい。

4. ディスクアドバイザー2級がその登録を更新するためには、会員の登録を更新するだけでよい。

5. ディスクアドバイザー3級がその登録を更新するためには、会員の登録を更新するだけでよい。

6. 上記のいずれの場合も、一度資格を失った場合は、再度新規に認定を受けなければならない。

第25条 指導者は次のいずれかに該当した場合、その資格を失う。

1. 本協会の会員資格を失った場合。

2. インストラクター1級及びインストラクター2級が登録更新の手続きを取らなかった場合。

3. 普及委員会が指導者として不適格と認めた場合。

第26条 指導者は、指導者認定証に記載された事項に変更があった時は、指導者認定証を添えて1ヶ月以内に本協会本部に提出し、その訂正を受けなければならない。

第27条 指導者が、指導者認定証を汚損または紛失したときは、本協会本部に申請し再交付を受けることができる。再交付手数料は別に定める。(別表3)

## 第5章 指導者の任務および特典

第28条 指導者の任務はそれぞれ次の通りとする。

1. インストラクター1級の任務
  - 1) インストラクター1級は、公認指導者認定講習会にて講師を務める。
  - 2) インストラクター1級は、公認指導者認定講習会における認定試験の合否判定を行う。
  - 3) インストラクター1級は、本協会主催もしくは公認の講習会にて講師を務める。
  - 4) インストラクター1級は、本協会の規約及び規定に従い、本協会の指導・普及事業に協力する。
2. インストラクター2級の任務
  - 1) インストラクター2級は、公認指導者認定講習会にて講師もしくは講師の補助員を務める。
  - 2) インストラクター2級は、公認指導者認定講習会における認定試験の合否判定を行う。
  - 3) インストラクター2級は、本協会主催もしくは公認の講習会にて講師または講師の補助員を務める。
  - 4) インストラクター2級は、本協会の規約及び規定に従い、本協会の指導・普及事業に協力する。
3. ディスクアドバイザー1級の任務
  - 1) ディスクアドバイザー1級は、本協会主催もしくは公認の講習会にて講師の補助員を務める。
  - 2) ディスクアドバイザー1級は、本協会の規約及び規定に従い、本協会の指導・普及事業に協力する。
4. ディスクアドバイザー2級の任務
  - 1) ディスクアドバイザー2級は、本協会主催もしくは公認の講習会にて講師の補助員を務める。
  - 2) ディスクアドバイザー2級は、本協会の規約及び規定に従い、本協会の指導・普及事業に協力する。
5. ディスクアドバイザー3級の任務
  - 1) ディスクアドバイザー3級は本協会主催もしくは公認の講習会にて講師の補助員を務める。
  - 2) ディスクアドバイザー3級は本協会の規約及び規定に従い、本協会の指導・普及事業に協力する。

第29条 指導者は以下の特典を受けることができる。

1. 本協会普及委員会より指導者に必要な情報の提供を受けることができる。
2. 本協会より指導者証等(別表3)が支給される。

## 第6章 指導者の派遣

第30条 指導者の派遣

本協会本部が主催、公認もしくは依頼を受けた講習会等への公認指導者の派遣は、全て本協会普及委員会が行う。

第31条 指導者の派遣に係る経費

本協会が前条に基づいて指導者を派遣した際、当該講習会等の主催者より支払われる謝礼金等は本協会の収入とする。本協会普及委員長は「別表4」に基づきその料金交渉を行う。

派遣された当該指導者には本協会より「別表5」に定める謝金および必要経費が支払われる。

第32条 指導者派遣の申請方法

本協会支部、および都道府県協会または他の団体が講習会を主催し講師として当協会公認指導者の派遣を依頼する場合は、当該講習会は当協会が公認する講習会でなければならない。

主催者は「講習会公認申請書」(様式6)と「公認指導員派遣依頼書」(様式7)を作成し本協会普及委員長宛に提出し、承認を得るものとする。

第33条 派遣報告

第30条に基づき派遣された指導者は、当該講習会等の終了後1週間以内に「講習会報告書」(様式10)に経費精算書、謝礼金等を直接受け取った場合は謝礼金等を添えて、本協会普及委員長宛に提出しなければならない。

## 付 則

1. この規定における各種必要書類についての様式は別に定める。
2. この規定の改訂は理事会が行う。
3. この規定は、平成 6年 4月16日から施行  
平成 9年 4月 5日に改訂  
平成13年 3月 3日に改訂  
平成15年 3月29日に改訂  
平成11年 4月 3日に改訂  
平成14年 2月20日に改訂  
平成16年 4月 3日に改訂